

研修委託規約

第1条（適用）

本規約は、お客さま（以下「甲」という。）が株式会社ドリームホップ（以下「乙」という。）に対し、乙所定の第2条に定める申込書（書面、電子メールによるとを問わない）に記載された甲の従業員等に対する教育研修（以下「本研修」という。）に関する次の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙がこれを実施することに関する甲乙間の一切の關係に適用される。

- ①本研修の企画・設計
- ②本研修において使用する教材の作成
- ③本研修の講師の手配
- ④本研修の実施
- ⑤その他前各号に関連する業務

第2条（申込み・申込み内容の確定など）

1. 甲が乙に提出する申込書は、お申込日、研修名、実施予定日（回数）、受講者人数、支払金額、およびその他本業務の実施に必要な事項等をその内容とする。
2. 甲が乙に申込書を送付し、申込書記載のお申込日から5営業日以内に乙が異議を述べない限り、当該申込書記載のお申込日をもって、甲乙間の本研修に関する契約が成立する（以下、成立した契約を「本契約」という。）。なお、乙から甲に交付される「研修準備確認書」をもって本業務の内容は確定する。
3. 前各項にかかわらず、本業務に関して甲乙間で別途契約書（以下「別途契約」という。）を締結した場合、別途契約の内容と本規約の内容が異なるときは当該内容については別途契約が優先し、それ以外の本規約の内容はなお甲乙間に適用される。
4. 甲は、乙が乙の指定する講師（ただし、甲は乙の指定する講師に異議を述べることができる）に対し第1条（適用）第4号に定める業務等を再委託することを承諾する。

第3条（料金・請求方法）

1. 本業務の料金は、申込書記載のとおりとする。
2. 乙または販売代理店は、本業務の遂行にあたり講師に関して出張が発生する場合は、前項の料金に宿泊費および出張交通費を含めて提示することとし、それを甲に対して請求できる。また、乙所在地から本サービス実施地までの移動距離が100Kmを超えるとときに日当10,000円（税別）が加算される。
3. 乙または販売代理店は、第1項の料金につき請求書を甲に対して発行する。
4. 甲は、前項の請求書により請求された額を請求書記載の期限までに乙または販売代理店の指定する金融機関の口座に振込むことにより、支払う。なお、振込に要する費用は甲の負担とする。代理店販売の場合は、代理店を通して支払う。
5. 事前に協議した以外の作業が発生した場合には、その都度甲乙が協議して書面でその額を定める。

第4条（実施場所・設備等）

1. 本研修の実施場所は、オンライン実施を原則とするが、甲の指定する施設（以下「実施場所」とする。）としてもよい。
2. 甲は、乙が実施場所において本業務を実施するために必要な設備・機材等（以下「設備等」という。）を準備

し、乙に提供する。設備等の使用に要する費用は甲が負担するものとする。

3. 乙は、実施場所および設備等を善良な管理者の注意をもって使用し、本研修実施以外の目的に使用してはならない。

第5条（甲の事務所等への立ち入り）

1. 本業務の実施その他本規約に関連して、乙が、乙の担当者および乙が手配する講師（以下「担当者等」という。）を甲の事務所その他甲の管理する場所に立ち入らせる必要がある場合、甲はこれに協力する。

2. 前項の場合、乙は、乙の担当者等に甲の定める規律および指示を遵守して安全と秩序を維持させるとともに、随時甲の要請に協力するよう指導する。

第6条（機密保持）

1. 乙は、本業務実施の過程で知り得た、甲の技術上、営業上その他の業務上一切の事実・資料等の情報（以下「機密情報」という）を本業務ならびにその他本規約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による同意なしに当該目的を遂行する上で知る必要のある乙の役員、従業員以外に開示、漏洩等してはならず、また、一切これを第三者に開示、漏洩などをしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについては、この限りではない。

- ①情報を入手した時点で既に公知のもの、または入手後乙の責によらずして公知となったもの
- ②情報を入手した時点で既に乙が保有しているもので、そのことが立証できるもの
- ③正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ④乙が独自に開発したもので、入手情報によらないもの
- ⑤法律、規則、政府ないし裁判所の命令等によって開示が義務づけられたもの

2. 前項の規定にかかわらず、乙は、第2条（申込み・申込み内容の確定など）第4項および第14条（権利義務の譲渡等の禁止および再委託の取扱い）第2項に基づき本業務の全部もしくは一部を第三者に委託する場合、その委託した限度において、機密情報を当該第三者に開示することができる。この場合、乙は、当該第三者に対し本条に定めるのと同じ機密保持義務を課すとともに、当該第三者に機密を保持させる責任を負う。

第7条（教材などの権利の帰属）

本業務の履行過程において乙によって作成された教材にかかる著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、従前から甲に帰属する著作物を含む場合を除き、乙に帰属する。ただし、乙は、甲に対して、本研修の実施の目的の範囲に限定して、これら著作物の利用を許諾する。

第8条（禁止行為）

1. 甲は、乙の実施する研修業務について、写真撮影、録画、録音またはそれに準ずる行為（画面収録機能等）を行わない。

2. 甲は、乙が提供した研修動画コンテンツのダウンロード利用、受講申込者以外の閲覧、第三者提供等の二次利用を行わない

第9条（中途解約）

甲は、甲の事情により本業務の実施を中止とする場合は、事前に乙に通知するものとし、次のキャンセル費用を乙に支払うものとする。

■タイトルプラン取消料

研修実施予定日前日から起算	キャンセル費用
14 日前以降または無連絡取消	研修費用の 100% および 研修を実施しないことで生じた宿泊・交通費の取消料実費

■バスケットプラン取消料

研修実施予定日前日から起算	キャンセル費用
30 日前以降または無連絡取消	研修費用の 100% および 研修を実施しないことで生じた宿泊・交通費の取消料実費

第10条（日程変更）

1. 甲は、甲の事情により本業務の実施の日程変更を希望する場合、乙または販売代理店を通して申込書を再提出することで日程変更ができる。ただし、日程の変更は1回限りとする。研修実施費用は日程変更後の研修費用として充当することを可能とするが、予定していた研修を変更することで生じた宿泊・交通の取消費用実費を申し受けるものとする。

2. 乙は、乙のやむをえない事情により本業務の実施が困難であると判断した場合（例：講師の急病等）で、本業務実施の日程変更を依頼することができる

第11条（権利義務の譲渡等の禁止および再委託の取扱い）

1. 甲および乙は、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく、本規約から生じる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、または処分してはならない。

2. 前項にかかわらず、乙は、本規約の定めに基づきまたは予め甲の書面（電子メールを含む）による承諾を得て本業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に対し自己が本規約において負担するのと同じ義務を課し、当該第三者の行為（不作為を含む）について甲に対して連帯して責任を負う。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明し、将来にわたってもかかる表明に違反しないことを確約する。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有して

いるとき

2. 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行ってはならない。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し偽計または威力を用いて甲または乙の信用を棄損し、あるいは甲または乙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、自らの委託先業者（再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項各号に該当しないことを確約し、将来も同項各号に該当せず第2項各号に該当する行為をしないことを確約する。

4. 甲および乙は、甲乙間の契約に関する委託先業者について前項の確約に反することが契約後に判明した場合には、ただちに当該委託先業者との契約を何らの催告を要せず解除する。

5. 甲および乙は、相手方が本条第1項、第2項、第3項および第4項に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

第13条（契約の解除および損害賠償）

1. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面により相当の期間を設けて催告し、なお当該事態が是正されないときは、本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を当該相手方に請求できる。

- ①正当な事由なく本規約に定める義務を履行しないとき
- ②本規約への違反その他著しく不信義な行為があったとき

2. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を、当該相手方に請求できる。

- ①支払停止もしくは手形交換所における取引停止処分、滞納処分、破産手続き開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始、その他適用ある倒産手続開始の申立がなされた場合、または、第三者の申立によって重要な財産に対する強制執行、競売開始決定もしくは滞納処分がなされた場合
- ②法人の解散が決議された場合、または、解散命令が下された場合
- ③資産、信用、事業に重大な変化があり、本契約の継続が合理的に困難と認められる場合

第14条（オンライン研修規約の追加適用）

1. オンライン研修とは、Web会議の仕組みなどを用い、PCやスマホ等を通じて、集合せずに受講できる研修を指す。

2. 本研修がオンライン研修に該当する場合、[オンライン研修規約](#)が追加で適用される。

第15条（合意管轄）

甲および乙は、本契約および本規約に関して、訴訟の提起、調停の申立等の必要が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所を訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所とすることに合意する。

第16条（協議事項）

本契約および本規約に定めのない事項もしくは本契約および本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

（オンライン研修規約につづく）

オンライン研修規約

第1条（適用）

オンライン研修規約（以下「本規約」という）は、お客さま（以下「甲」という）が株式会社ドリームホップ（以下「乙」という）に対し委託し実施される教育研修が、オンライン研修に該当する場合に適用される。

第2条（オンライン研修の定義）

オンライン研修とは、Web 会議の仕組み等を用い、PC やスマホ等を通じて、集合せずに受講できる研修を指す。

第3条（保証の否認および免責等）

1. 乙は、オンライン研修が甲の特定の目的に適合すること、オンライン研修が甲の期待する商品価値、正確性および有用性を有すること、甲によるオンライン研修の利用が甲に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、ならびに、オンライン研修に不具合が生じないことについて、何ら保証しないものとする。

2. 乙は、オンライン研修の提供にあたり相当の安全策を講じるものの、オンライン研修の中断、停止、終了、利用不能もしくは変更、投稿情報その他のデータの削除もしくは消失、利用登録の抹消、または、その他オンライン研修に関して甲が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。

3. 何らかの理由により乙が責任を負う場合であっても、乙は、甲が被った損害につき、甲が乙に支払ったオンライン研修の対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益に係る損害については、賠償する責任を負わないものとする。

4. 甲は、オンライン研修において、自らの判断と責任の下、言動、行動、活動、投稿、発言および発信等を行うものとし、オンライン研修に関連して甲と第三者との間で生じた取引、連絡および紛争等については、乙は一切責任を負わないものとする。

5. 甲はオンライン研修を利用するにあたり、自己の費用と責任でオンライン研修を利用するために必要となるパソコン、スマートフォン等の端末、インターネット回線、ヘッドホンセット、Web カメラ、ソフトウェアのインストールその他の設備を用意する。甲のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他予期せぬ理由により、コンテンツの中断、速度低下、障害、停止もしくは利用不能、または中止等の事態等が発生した場合も、これによって甲に生じた損害について乙は一切責任を負わないものとする。

6. 甲は、乙がオンライン研修の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとする。

第4条（やむを得ない場合の停止等）

乙は、以下のいずれかに該当する場合、甲に事前に通知することなく、オンライン研修の一部または全部の停止または中断をすることができるものとし、この場合、乙は、甲に生じた損害について、一切の責任を負わず、返金または利用期間の延長等も行わないものとする。

(1)オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システムまたは通信回線等の保守または点検を行う場合

(2)オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システムまたは通信回線等が不通、不良および事故等により使用不能となった場合

(3)火災、落雷、地震、風水害、停電およびその他の天災地変に起因してサービス提供が困難な場合

(4)いわゆるハッカー等の介入によりサービス提供が困難な場合

(5)その他、やむを得ない事由により、乙が停止または中断の必要があると判断した場合

第5条（本規約の変更および変更の手続）

1. 乙は、次に掲げる場合、甲から個別の同意を得ることなく乙の裁量で本規約を変更することができるものとする。

(1)本規約の変更が、甲の一般の利益に適合する場合

(2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2. 乙は、甲に対して、前項の本規約の変更にあたり、変更した本規約の変更内容と効力発生日を、乙所定の方法により周知するものとする。